

類型別にみた都道府県庁所在市の配食サービス事業

ー地域特性に応じた事業に向けてー

○ 大阪千代田短期大学 松井順子 (6702)

牧里每治 (関西学院大学・1160)

岩本裕子 (関西学院大学・7832)

岡田弘明 (大阪千代田短期大学・8922)

キーワード：配食サービス，地域特性，食事の多面性

1. 研究目的

心身機能の低下に伴い食事の準備に窮する高齢者の自宅に届けられる配食サービスは、閉じこもり傾向や、急増する認知症の者へも確実に食事を届けられる支援策として安否確認を盛り込み実施されているが、制度上の位置づけは自治体毎に異なる。ではなぜ、自治体毎に異なるのか。予測される理由は、必要性の高い地域では介護保険・地域支援事業の任意事業や一般財源での実施の理解が得やすい。しかし、ニーズが少ない地域や代替するサービスが多い地域では、給付は保険原理になじまず、かといって、一般財源での実施はニーズ次第で優先度が変わる。つまり生活の基本である食事を担保するサービスでありながら、配食サービスは地域の実情に応じる傾向が強いとみなせる。厚生労働省は平成24年度創設の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）に位置づけるモデルを示している。総合事業は多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスを市町村の判断・創意工夫で、個々に応じた提供体制を整えられるという説明である。いずれにせよ、配食サービスは栄養の確保改善でもあり、その栄養は運動・休息とともに健康維持の3要素に掲げられ、積極的に取り組む効果の高さは周知の事実である。となると、予防を重視する介護保険制度上、配食サービスの整備は看過できないことになる。ならば、市町村はどのように進めばよいのか。想定は、地域特性に応じて共通する事業の特徴と課題の抽出である。そこで本稿では、都道府県庁所在市の配食サービス事業の実態を調査し地域特性に注意を払いながら、自治体事業の類型化を試みる。その試みを通じて、現状と課題、今後の事業の在り方を検討する資料作りを目指す。

2. 研究の視点および方法

調査方法は各自治体担当者への電話調査である。分析は調査で得られた量的データと既存の統計データを併用して、配食サービス事業に影響すると仮定できる変数を用いた自治体事業のクラスタ分析と、その類型を基準にした質的データ（事業内容等）のクロス集計である。研究の視点は、効率性・有効性・生産性であり、目指すところは、地域特性に応じた事業への改善策の提言と、在宅高齢者の健康的な生活維持に向けての支援である。

3. 倫理的配慮

調査の際、自治体担当者へ研究目的をはじめ、自治体間の比較優劣を問うものではないこと、回答は公表済みか情報公開の観点から公表に支障がなく、研究分析に用いても問題ない項目に限り回答して頂きたいことを説明し、承諾を得てから質疑応答へ移った。

4. 研究結果

調査の結果、47都道府県庁所在市のうち（東京都は人口規模最大の世田谷区を抽出）、有効回答は43自治体である。クラスタ分析に用いた変数は19で、分析の結果、43の自治体を「大規模型」「配食普及型」「低負担額型」「供給不足型」の4分類にする解を求めた。4類型を基準に事業内容をクロス集計した結果の要約は以下のとおりである。事業の位置づけは、地域支援事業・任意事業が27で多くを占めるが、給付対象は要支援者限定ではなく要介護者から認定外の者まで幅がある。総合事業を立ち上げ、配食を組み込んでいる自治体を2例確認している。事業目的は、食事の提供、安否確認や見守りが多く、健康で自立した生活の支援も21自治体が回答している。補助額増減について、低負担額型や供給不足型の地域では配達距離が長いことや、中山間地、島部へは補助を増額している事実を確認できた。一方、大規模型では食数が増えると補助を減額する例もある。食事という特性に応じた質の向上は、ソフト食や治療食の実施をあげられる。それは行政主導か事業者判断によるものかは個々に異なるが、25自治体が実施中である。しかし、事業者との契約に地域性や食文化に関する文言を盛り込んでいる自治体は多くはない。そのなかで他と比較すると、配食普及型の自治体では厚生労働省の食生活指針や、手作り・食事の形態、献立に季節感や年中行事をとという要望まで契約に記している例が多い。同類型は治療食等の実施も7/9自治体である。利用者数の変動は全体では増減が拮抗しているが、供給不足型では減少傾向が優勢であるのに対し、配食普及型は増加傾向が上回っていた。

5. 考察

歴史的には困窮者支援の側面も有していた事業目的は現在、安否確認・見守り、健康で自立した生活の支援という回答が多くを占め、配食サービスに対する期待は予防的効果が主だといえる。多様な委託先があることも含め、総合事業での実施は前向きに検討すべきであろう。配達業務に並行した安否確認や見守りは高コストのサービスであるにも関わらず、食数増加に伴う補助減額の事例は目的遂行上、疑問が残る。デリバリーコストが経営を逼迫させる事業者が多い配食事業の有り様に対して、配達距離等に応じて補助を増額する地域への更なる調査が必要である。利用者割合の多さを根拠に配食普及型とネーミングした同類型では、行政側が多様な側面を持つ食事支援に対する配慮を施している例を確認できた。利用者数も増加傾向と回答した割合が多いこと等を勘案すると、同類型をつぶさに調べれば、地域特性に応じた事業に向けての貴重な情報を得られるのではないかと。